

青森県報

第四千三百五十六号

平成二十九年
九月二十九日
(金曜日)

目次

規 則

○青森県量子科学センター条例の施行期日を定める規則……

量子科学
センター
開設準備室 …… 一

告 示

○生活保護法による医療機関の指定……

(健康福祉
政策課 …… 一

○生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出……

(同 …… 二

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出……

(同 …… 二

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……

(保健衛生課 …… 二

○特定行為業務の登録……

(高齢福祉
保険課 …… 二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出……

(障害福祉課 …… 三

○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……

(同 …… 三

○証紙売りさばき人の指定……

(会計管理課 …… 四

○証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……

(同 …… 四

規 則

青森県量子科学センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十一号

青森県量子科学センター条例の施行期日を定める規則

青森県量子科学センター条例（平成二十九年三月青森県条例第三号）の施行期日は、平成二十九年十月一日とする。

告 示

青森県告示第六百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の第三一号の規定により告示する。

平成二十九年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
七ツ石内科	西津軽郡鰺ヶ沢町大字七ツ石町二七の一	平成二九・八・二六
松枝歯科医院	弘前市大字下白銀町一五の四	二九・七・一
ナースステーション向 外瀬	弘前市大字田町五丁目六の四	二九・三・一
坂本歯科クリニック	北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾九の七	二九・八・一

青森県告示第六百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		区分	
株式会社オアシス		株式会社オアシス		名 称	事 業 者
野一丁目三の二二三		野一丁目三の二二三		主たる事務所の所在地	
訪問看護ステーション あいびす		訪問看護ステーション あいびす		名 称	事 業 所
弘前市大字館野一丁目三の二二三		弘前市大字館野一丁目三の七		所 在 地	
平成 二九・八・一		平成 二九・八・一		変 更 年 月 日	

青森県告示第六百七十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分		事業		事業		事業	
名 称	事業	業者	業者	業者	業者	業者	業者
主たる事務所所在地		主たる事務所所在地		主たる事務所所在地		主たる事務所所在地	
名 称		名 称		名 称		名 称	
所在地		所在地		所在地		所在地	
年月日		年月日		年月日		年月日	

変更後		変更前	
株式会社オアシス		株式会社オアシス	
野一丁目三の二二三		野一丁目三の二二三	
訪問看護ステーション あいびす		訪問看護ステーション あいびす	
弘前市大字館野一丁目三の二二三		弘前市大字館野一丁目三の七	
平成 二九・八・一		平成 二九・八・一	

青森県告示第六百七十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十九年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称		所 在 地		指 定 辞 退 年 月 日	
さいとう調剤薬局中央店		青森市中央一丁目二七の二一		平成 二九・七・三	

青森県告示第六百八十号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号		登録年月日		氏名又は名称		住所		事業名称		事業所所在地		業務開始年月日		備考	
〇三〇〇一 一八七		平成 二九・九・二四		社会福祉法人 吉幸会		三戸郡五戸町三の六		特別養護老人ホーム いしおさ		下北郡大間町大字 大間三の五		平成 二九・〇・一		地域密着型介護施設 人福生	

株式会社 ラ・ゼミ	静岡県浜松市中 区田町二三〇の 一五	児童発達 支援	こどもサ ポート教室 ミークラ・ゼ ミ青森松 原校	青森市松原三丁 目九の四七エ クス松原一 階C号	平成 二九・〇・一
株式会社 ラ・ゼミ	静岡県浜松市中 区田町二三〇の 一五	放課後等 デイサー ビス	こどもサ ポート教室 ミークラ・ゼ ミ青森松 原校	青森市松原三丁 目九の四七エ クス松原一 階C号	〃
株式会社 ラ・ゼミ	静岡県浜松市中 区田町二三〇の 一五	児童発達 支援	こどもサ ポート教室 ミークラ・ゼ ミ青森松 原校	青森市松原三丁 目九の四七エ クス松原一 階C号	〃
株式会社 ラ・ゼミ	静岡県浜松市中 区田町二三〇の 一五	放課後等 デイサー ビス	こどもサ ポート教室 ミークラ・ゼ ミ青森松 原校	青森市松原三丁 目九の四七エ クス松原一 階C号	〃

青森県告示第六百八十三号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十九年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

弘前市大字茂森町四〇の一

弘前市職員組合

二 指定年月日

平成二十九年九月二十一日

三 売りさばき場所

弘前市大字駅前町九の二〇

青森県告示第六百八十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十六年六月三十日をもって青森県収

入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

八戸市大字白銀町字八森二一の六

田中 穂積

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭